

○武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

令和5年3月22日条例第14号

改正

令和6年3月15日条例第4号

令和7年3月17日条例第24号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うため、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(計画の策定)

第2条 教育委員会は、教育に関する施策の基本的な方向性を示すため、次に掲げる計画を策定する。

- (1) 武蔵野市学校教育計画
- (2) 武蔵野市学校施設整備基本計画
- (3) 武蔵野市生涯学習計画
- (4) 武蔵野市スポーツ推進計画
- (5) 武蔵野市図書館基本計画

2 前項各号の計画（以下「各計画」という。）の総体を、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

(所掌事項)

第3条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 各計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、第2条第1項の規定により策定する計画ごとに設置するものとし、教育委員会

が当該計画の内容に応じて委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から前条の規定による答申の日までとする。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(計画の点検及び評価)

第7条 各計画の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき教育委員会が行う点検及び評価をもって実施するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和6年3月15日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月17日条例第24号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。